

公益社団法人三田市シルバー人材センター配分金規約

(目 的)

第1条 この規約は、公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金（以下「配分金」という。）に関する事項を定めるものである。

(支払いの方法)

第2条 センターは、就業した会員に対する配分金を、センターが指定する金融機関に振込みの方法で支払うものとし、指定する金融機関は別に定める。
2 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払いの期日)

第3条 センターは、配分金の支払いについては、原則として毎月末に締め切り、翌月の15日に支払うものとする。ただし、配分金支払日が日曜日等に該当したときは、当該事由の前日に支払うものとする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 会員の就業に対する配分基準は、社会的に相当なものとする。
2 前項の基準を定めるにあたり、最低賃金法、家内労働法で定める基準を尊重するものとする。

(配分金見積り基準の決定)

第5条 配分金の見積り基準は、仕事の種類、内容等を考慮して定めるものとする。

(委 任)

第6条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成2年10月12日から施行する。
- 2 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成19年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月1日から施行する。